

ご宴会・催事規約

この度は、ご宴会・催し物のご用命を賜り誠にありがとうございました。ローズホテル横浜では、ご契約及び宴会場のご利用に関して、以下の通り定めております。必ずご一読のうえ、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。（ご結婚披露宴につきましては、別途規約を定めております。）

〈宴会時間・追加室料〉

ホテルから提示いたしましたお見積書のご宴会使用時間を超過した場合は、別に定める追加室料を申し受けます。但し、次の宴会場の使用時刻との関連で、使用時間の延長に応じられない場合がございます。

〈最終確認〉

ホテルから提示いたしましたお見積りのお人数、お料理等の数にご変更がある場合には、当ホテル係員までその都度ご連絡下さいますようお願いいたします。ご宴会開催日の前日正午までにお申込者からのご通知をもって最終確認とさせていただきます。それ以降は、全ての手配が完了いたしておりますので、人数が減少した場合でも最終ご注文数をお支払いいただきます。

〈内金〉

ご契約時に内金（お申し込み金）をお支払いいただき、成約とさせていただきます。
内金の金額は、宴会内容に基づきお見積り金額の20%を基準に、当ホテルより揭示させていただきます。

〈前払い金・お支払い〉

ホテルから提示いたしましたお見積り金額を前払い金として、ご宴会開催日の7日前までに現金又は、銀行振込みにてお支払いいただきます。期間内にご入金がない場合は、取り消しとさせていただきます。宴会終了後、確定したご利用金額と前払い金との差額につきましては、ご宴会開催日にお支払いいただきます。内金の過剰入金がある場合は、その差額を当ホテルよりご返金申し上げます。

〈取り消し料及び期日変更料〉

成約後、ご宴会をお取り消しになる場合及び開催期日を変更される場合には、下記のとおり取消料、または期日変更料をいただきます。

	取消料	期日変更料
開催日の90日前まで	実費諸費用のみ請求	実費諸費用のみ請求
開催日の89日前から30日前まで	お見積金額の30%および 実費諸費用の請求	お見積金額の20%および 実費諸費用の請求
開催日の29日前から10日前まで	お見積金額の40%および 実費諸費用の請求	お見積金額の30%および 実費諸費用の請求
開催日の9日前から前日まで	お見積金額の50%および 実費諸費用の請求	お見積金額の50%および 実費諸費用の請求
開催日当日	お見積金額の100%の請求	お見積金額の100%の請求

※実費諸費用とは、既にご注文済みの印刷物、筆耕料などの外注手配キャンセル料などを指します。
※お料理・飲み物が未定、お見積書の提示がない場合は、当ホテルの最低ご飲食料金7,000円が基準となります。
※上記取消料・期日変更料には、サービス料は加算されません。

〈装飾、余興等の業者のお手配〉

原則として、ご宴会に関する、装飾、音楽、司会者、余興、音響照明及びパーティーコンパニオン等につきましては、当ホテルから指定業者に手配させていただきます。当ホテルの指定業者以外の方に直接依頼される場合は、ご宴会を円滑に運営するために、ホテル側へ事前にご連絡いただき、了承をさせていただいた後にご手配ください。

（ホテル側に事前の同意を得ないで直接業者へご依頼なされることはご遠慮ください。）

余興の際に、大音響等で他のお客様にご迷惑となる恐れがあると当ホテルが認めた場合は、その原因となる楽器などの使用をご遠慮いただく場合がございます。また、お客様が直接ご依頼された業者が行う、装飾、余興の機器及び機材の搬入・搬出の導線や、看板等のサイズ、取り付け場所、方法等については、防災、美観、導線などを考慮して当ホテル係員の案内にしたがっていただくようお願いいたします。尚、ホテル係員、ホテル協力会社の係員の立会いが必要な場合には、立会い人件費をお支払いいただきます。

〈お持ち込み〉

- ① 飲食物のお持ち込みについては、固くお断りいたします。
- ② お土産、引出物のお持ち込みについては原則としてお断りしておりますが、お客様のご都合によりお持ち込みのご希望がある場合は、事前に当ホテル係員にご相談ください。

〈損害賠償の請求〉

お申込者（お申込者側の全ての関係者及びお客様が直接ご依頼された業者等の方々を含む。）により当ホテルが損害を被った場合は、当該お申込者に、その損害賠償金額（休業保障金も含む）をご負担いただきます。

〈契約解除〉

次に上げる各項目に該当するときは、ご宴会のお申込みをお断りするか、契約解除させていただくことがあります。尚、この場合、解約に伴う損害賠償など一切の金銭のお支払いはいたしません。但し、内金・前払い金はご返金申し上げます。

- ① 法令又は、公序良俗に反する行為をする恐れがあると、ホテル側が判断した時。
- ② 他のお客様に、ご迷惑をおかけすると、ホテル側が判断した時。
- ③ 『本規約』及び個別に結んだ契約に違反された時。
- ④ 暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等（いずれも神奈川県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）第2条において定義するものを指します。）並びにその関係者（以下まとめて「暴力団等」といいます。）
- ⑤ 総会屋、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロその他の反社会的勢力及びその関係者（以下まとめて「反社会的勢力等」といいます。）
- ⑥ 暴力団等又は反社会的勢力等が事業活動を支配する法人その他の団体及びその関係者
- ⑦ 薬物等の使用による心神耗弱・喪失など自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を抱かせる恐れがある者
- ⑧ 第6項の禁止事項について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者

〈禁止事項〉

次に上げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮下さいますようお願いいたします。

- ① 犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類のお持ち込み。（盲導犬・マジックショーを除く）
- ② 発火又は、引火性の物のお持ち込み。
- ③ 悪臭を発する物のお持ち込み。
- ④ 賭博等風紀を乱す行為又は、他のお客様の迷惑となる言動。
- ⑤ 当ホテル備え付け品の無断移動。
- ⑥ 当ホテル施設、什器備品の使用目的以外の無断使用。
- ⑦ その他法令により禁じられている行為。
- ⑧ 21:00以降の時間帯で大音量の音楽やバンド演奏など、他のお客様の迷惑となるアトラクション。

〈個人情報の取り扱い〉

ご宴会の利用にともない頂戴したお客様の個人情報は、当社グループ(株式会社L00N MOONホールディングス、株式会社重慶飯店、龍門商事株式会社)の顧客情報として厳重に保管し、新商品やイベントなどのご案内先として利用させていただきます。